（本協会への承認申請、届出、報告等）
第７条　協会員は、第５条に規定する届出を行うときは、本協会の主たる事務所（以下「本部」という。）に対して、第６条に規定する報告を行うときは、本店の所在地を管轄する支部を経由して行うものとする。
２　前項に規定するもののほか、定款その他の規則の規定に基づき承認申請、届出、報告、資料の提出等を行うときは、本部に対して行うものとする。ただし、本協会が特に指定したものについては、この限りでない。
（加入申請書の添付書類）
第８条　定款第16条第２項に規定する貸金業者の加入申請書の添付書類は、次のとおりとする。
⑴　貸金業の登録申請書の写し及びその添付書類の写し
⑵　前号の登録を証する書面の写し
⑶　定款第17条第１号の規定に該当することの有無及び該当する場合にはその内容を記載した書面
（加入の承認の通知）
第９条　本協会は、定款第16条の規定により、加入申請書につきその加入を承認したときは、その旨をその加入申請者及び各協会員に通知する。
（加入金の額）
第10条　定款第18条第２項に規定する加入金の額は、20万円とする。
（協会員の処分、会員権の消滅等の場合の通知及び公表）
第11条　本協会は、次の各号の一に該当することとなった協会員に対し、その旨を通知する。
⑴　定款第19条の規定により退会を承認したとき。
⑵　定款第21条第１項の規定により処分を行うとき。
⑶　定款第22条の規定により勧告を行うとき。
２　本協会は、次の各号の一に該当することとなった協会員につき、その旨を各協会員に通知する。
⑴　定款第９条第２項の規定により会員権が消滅したとき。
⑵　定款第21条第１項の規定により処分を行ったとき。
３　本協会は、前項の通知を行ったときは、これを公表する。
（秘密の保持等）
第12条　役員、自主規制会議、貸金戦略会議、総務委員会その他の委員会等の委員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を洩らし、又は盗用してはならない。
（兼任の禁止）
第13条　理事は、定款に定めがある場合を除き、自主規制会議、貸金戦略会議及び総務委員会の委員を兼ねてはならない。

附　則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

附　則

この規則は、平成23年10月１日から施行する。
なお、この規則の改正にかかる規定は、平成23年３月31日における業務報告書を作成した場合についても適用する。

法　務

公証人任免

東京法務局所属公証人増山宏は願により公証人を免ぜられた。
松本光一郎は公証人に任命され、東京法務局所属公証人増山宏の後任を命ぜられた。（以上十月二十二日）（法務省）

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第２号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成23年11月１日
北海道労働局長　髙原　和子
第４号中「１時間760円」を「１時間768円」に改める。

神奈川労働局最低賃金公示第３号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、神奈川県ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業最低賃金（平成20年神奈川労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成23年11月１日
神奈川労働局長　及川　　桂
第４号中「１時間844円」を「１時間849円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月21日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第10号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県繊維工業最低賃金（平成22年兵庫労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成23年11月１日
兵庫労働局長　白川　欽也
第４号中「１時間756円」を「１時間759円」に改める。

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

中部運輸局最低賃金公示第１号
中部地方交通審議会から中部海上旅客運送業最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第２号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。
この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、中部運輸局長あて異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に提出されたい。
平成23年11月１日
中部運輸局長　甲斐　正彰
中部地方交通審議会の意見（要旨）
中部海上旅客運送業最低賃金については、職員（船長を含む。）の最低賃金額「238,300円」及び福井県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者に雇用されている部員の最低賃金額「177,500円」の改定は行わないこと、部員の最低賃金額「174,700円」を「175,700円」に改定することが適当である。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）
十月二十八日（金）
○一般案件（抜粋）
一、公務員の給与改定に関する取扱いについて（決定）（総務・財務省）
一、平成二十三年度一般会計補正予算（第三号）
一、平成二十三年度特別会計補正予算（特第二号）
一、平成二十三年度政府関係機関補正予算（機第二号）
（以上について財務省）
○国会提出案件（抜粋）
一、行政組織の新設改廃状況報告書について（決定）（総務省）
一、「平成二十二年度エネルギーに関する年次報告」について（決定）（経済産業省）
○法律案
一、東日本大震災復興特別区域法案（決定）（内閣官房・財務・農林水産・国土交通省）
一、平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案（決定）（総務省・内閣府本府・財務省）
一、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案（決定）（総務・財務省）
一、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案（決定）（財務省）
一、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案（決定）（厚生労働・財務省）
一、津波防災地域づくりに関する法律案（決定）（国土交通・財務省）
一、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（決定）（国土交通・財務省）
一、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案中修正（決定）（財務省）
一、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案中修正（決定）（総務・財務省）
一、国民年金法等の一部を改正する法律案（決定）（厚生労働・財務・文部科学省）